

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
7 年 5 月 23 日	
石川県知事 馳 浩 殿	
提出者 加州建設株式会社	
住 所 石川県金沢市小金町3番31号	
氏 名 代表取締役社長 塩谷 浩志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-252-2241	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	加州建設株式会社
事業場の所在地	金沢市小金町3番31号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	308,000 万円
③ 従業員数	100 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 (コンクリート破片・アスファルト破片) ↓ 再生処理業者に委託処理 ↓ 再生砕石として再資源化

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添資料参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	排出量	23,295 t	95 t
	(これまでに実施した取組) ○ 工法の改善		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	排出量	20,000 t	50 t
	(今後実施する予定の取組) ○ 工法の改善に加え下記の取組を実施予定 ・ 施工範囲を精査し最小限に絞り込むことで廃棄物の排出量を抑制		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ がれき類(コンクリート殻・アスファルト殻)は確実に分別し、それぞれ単独で中間処理施設へ運搬する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ がれき類(コンクリート殻・アスファルト殻)はこれまでと同様に確実に分別し、運搬に際しても多種類の廃棄物が混ざらない様に単独で搬出する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【 前年度（令和 6 年度）実績 】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
	○ 実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		
	○ 実施予定無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度（令和 6 年度）実績 】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		
	○ 実施予定無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【 前年度（令和 6 年度）実績 】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(これまでに実施した取組) ○ 実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(今後実施する予定の取組) ○ 実施予定無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度（令和 6 年度）実績 】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	全 処 理 委 託 量	23295 t	95 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	11566 t	90 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11729 t	5 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ○ 主にがれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)を扱っている為、全て再生事業者処理委託し、再資源化している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト破片)	がれき類 (コンクリート破片)
	全 処 理 委 託 量	20,000 t	50 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	16,000 t	50 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,000 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ○ 主にがれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)を扱っている為、全て再生事業者 に委託し、100%再資源化に努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

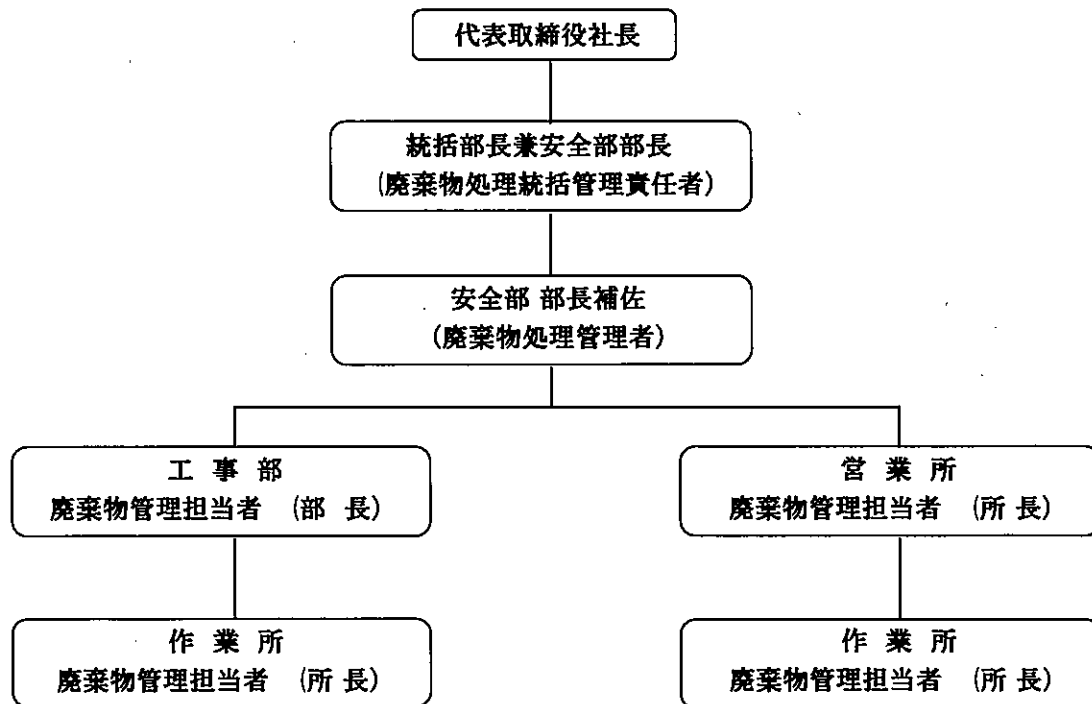
2025 年度 産業廃棄物の処理に係る管理体制

1. 管理体制

(1) 責任者および管理組織図

統括責任者		統括部長 兼安全部部长
廃棄物管理者		安全部 部長補佐
廃棄物担当		工事部部长・営業所所長、若しくは作業所所長
役割	廃棄物処理統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理管理者	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
	廃棄物処理担当者	○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ マニフェストの交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

店社安全パトロールの際に、各作業所の産業廃棄物に関する処理状況を把握し、指導する。

(3) 教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員に定期的に教育を行う。

2. 情報公開

会社の産業廃棄物関連情報は、要求があればいつでも公開・閲覧できるようにしておく。

3. 廃棄物処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物の殆どは処理業者に委託するが、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 各作業所は、産業廃棄物の排出抑制に努力するとともに廃棄物の分別収集とリサイクルを推進する。

4. 産業廃棄物の排出抑制に関する事項

各作業所において、材料（仮設材料含む）の再利用を行い、産業廃棄物の排出抑制に努める。

5. 産業廃棄物の分別に関する事項

各作業所毎に発生したものをそれぞれ確実に分別、処理する。

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

各作業所は、収集運搬業者にて中間処理施設に排出し、再生利用する。

7. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

分別収集により再生利用に努め、最終処分場への搬出は最小限に抑える。